

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 7 号
件 名	生活保護基準の引き下げ中止を求める意見書の提出について
要 旨	<p>生活保護基準が 2018 年 10 月 1 日から引き下げられました。さらに、2019 年、2020 年にも引き下げられる予定です。生活保護費は、2013 年に戦後最大規模の引き下げが行われ、2015 年まで連続して引き下げられました。その取り消しを求めて、全国 29 都道府県、1,000 人を超える生活保護利用者が裁判で争っている最中に、政府は司法の判断を待たずして再度、引き下げを行いました。昨年 10 月からの引き下げに対して、不服審査請求に立ち上がった利用者は、全国で約 6,000 人に上ります。</p> <p>生活保護のたび重なる引き下げで、利用者は食事や入浴の回数を減らしたり、交際費を捻出できずに親類や友人との交流を絶ち、孤立を深めています。ただ生きるだけの生活は、健康で文化的な生きがいのある生活とはほど遠いものです。</p> <p>また、生活保護基準の引き下げは、生活保護利用者だけの問題ではありません。住民税の非課税基準や就学援助、保育料など、国の 47 制度と連動して影響を及ぼします。このように社会の土台が沈んでしまえば、国全体が沈んでしまいます。</p> <p>以上のことから、政府に対して、生活保護基準引き下げの中止を求める意見書を提出していただきますよう陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和元年 9 月 26 日 市民厚生常任委員会
受 理	令和元年 9 月 12 日 第 325 号